平成23年度から

国民健康保険税の税率・軽減額が変わります

【税額・税率】

医療費を含む国民健康保険特別会計の歳出額は、年々増加しており（左図参照）、皆様からお支払いいただいている国民健康保険税や国・県からの補助金だけでは充分とはいえない状態です。その不足分については、一般会計からの繰入金で補填してきましたが歳出額は増加傾向にあり、これからのさらなる高齢化社会を考えますと、被保険者の皆様に相応の負担をお願いしなければならない状況となっております。

そこで、平成23年度から、国民健康保険税の税率・税額を表1のように改正させていただくことになりました。

厳しい経済情勢の中、被保険者の皆様にはさらに負担をおかけすることになりますが、国民健康保険の安定した医療給付及び健全な事業運営に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険特別会計の歳出額の推移

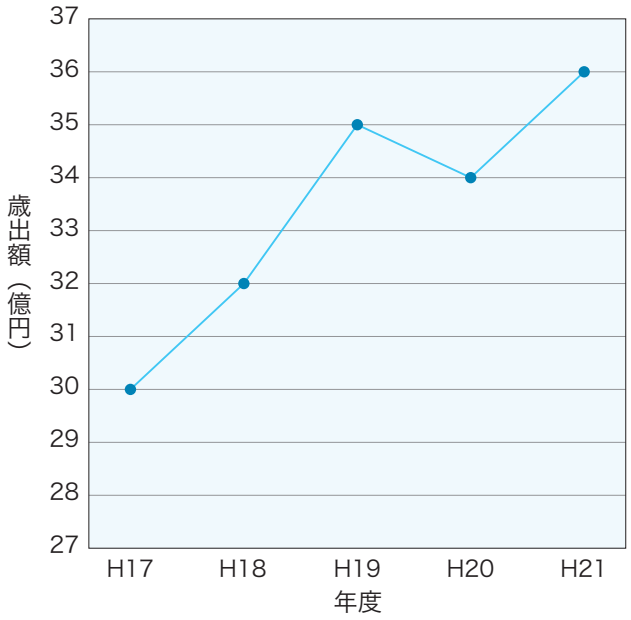

（表１）国民健康保険税の税額・税率表

	医療分					後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	賦課限度額	所得割	均等割	賦課限度額
平成22年度（現行）	3.5%	20.0%	18,100円	20,600円	50万円	1.9%	8,400円	13万円	1.2%	8,400円	10万円
平成23年度（改正後）	4.7%	15.0%	19,400円	21,000円	51万円	2.0%	8,400円	14万円	1.7%	10,000円	12万円
増減	1.2%	△5.0%	1,300円	400円	1万円	0.1%	0円	1万円	0.5%	1,600円	2万円

※　介護納付金分とは、40～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。

【軽減額が拡大】

国民健康保険税額・税率の変更による低所得者の負担増を最小限に抑えるため、平成23年度分から、国民健康保険の加入世帯の前年中の所得が一定額以下の世帯に対する平等割や一人当たりに対する均等割の軽減の割合および範囲を、次のように拡大します（表２）。

※前年の所得に応じて軽減しているため、手続き等は必要ありませんが、所得の申告をしないと適用になりませんので必ず申告をしてください。

（表２）

世帯主※１、加入者および特定同一世帯所属者※２の前年中の所得の合計額※３	平成22年度（現行）	平成23年度（改正後）
33万円以下	６割軽減	７割軽減
33万円＋（24万５千円×世帯主を除く加入者・特定同一世帯所属者の数）以下	４割軽減	５割軽減
33万円＋（35万円×加入者・特定同一世帯所属者の数）以下	軽減なし	２割軽減

※１世帯主
軽減の判定では、国保に加入していない世帯主も算定の対象となります。
※２特定同一世帯所属者
国保から後期高齢者医療制度に移行された方が、移行後も継続して同一の世帯に属していることです。ただし、世帯主の変更があった場合や、移行後5年を経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。
※３前年中の所得の合計額
・譲渡所得がある場合は、特別控除前の所得となります。
・65歳以上の公的年金所得者は、年金所得から15万円を控除した金額で計算します。

【納税通知書の送付時期】

平成23年度国民健康保険税納税通知書は、6月中旬に世帯主様宛に郵送いたします。

国民健康保険税は、国民健康保険を運営する大切な財源です。納期限内の自主納付にご協力をお願いします。

お支払いは納め忘れが少ない口座振替のご利用を！

◎**問い合わせ**　保険福祉課
☎内線２４７・２７４・２７５